

令和2年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

令和2年5月26日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 2 件 〕

報告第 6 号	令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 7 号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について	2

○ 条例に関する議案〔 7 件 〕

議案第 21 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	3
議案第 22 号	かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	4
議案第 23 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	5
議案第 24 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	6
議案第 25 号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	7
議案第 26 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	8
議案第 27 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9~10

○ 予算に関する議案〔2件〕

議案第 28 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	11～15
議案第 29 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	……………	16

○ 道路に関する議案〔2件〕

議案第 30 号	市道路線の認定について	……………	17～18
議案第 31 号	市道路線の廃止について	……………	19～20

報告第6号	令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
-------	--------------------------------

1 要 旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

2 内 容

(1) 総務費

ア 複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）

(2) 農林水産業費

ア 畜産振興事業（政策）

(3) 商工費

ア 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）

(4) 教育費

ア 小学校施設維持管理事業（政策）

イ 小学校コンピューター設置事業（政策）

ウ 小学校施設耐震促進事業（政策）

エ 中学校コンピューター設置事業（政策）

[市長公室：政策経営課]

報告第7号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法第26条第3項の規定により、かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 資本的支出</p> <p>ア 流域下水道建設負担金</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：上下水道課 〕</p>	

議案第21号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>現行の条例では委員長の任期が「1年」のため、審査申出がなくても毎年委員会を開催する必要がある、事務の簡素化を図るため委員長の任期を「委員の任期」に改正するもの。</p> <p>また、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（令和元年法律第16号）へと題名等が改められたことに伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 現在、「1年」となっている委員長の任期を、「委員の任期」として3年間に改正する。併せて、「ただし、任期中においても委員会の許可を得て辞職することができる。」との規定を加える。</p> <p>(2) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名等の改正により、条例で引用している条項等の整備を行う。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 監査委員事務局 〕</p>	

議案第 2 2 号	かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

書面で申請していた行政手続（証明書発行など）をインターネットを通じて可能にする法律である、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことにより、手続き等のオンライン化について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

- (1) 法律名変更に伴う条例名の変更及び法改正に伴う文言の修正を行う。
⇒条例名を「情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」とするとともに、法改正で実施している細かな文言修正の反映
- (2) オンラインでの本人確認及び手数料納付を可能とする条項を追加する。(第 3 条第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 4 条第 5 項)
- (3) 行政機関間の情報連携等によって入手、参照できる情報に係る添付書類の省略を可能とする条項を追加する。(第 7 条)

3 施行年月日

公布の日

[総務部：総務課]

議案第23号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されたことから、通知カードの廃止に伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する手数料のうち、「通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）」の項を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第24号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--

1 要 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童支援員の該当要件やみなし支援員の経過措置期間など、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

(1) 放課後児童支援員の該当要件

- ・中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることになったことから、中核市の長が実施する研修を受講した者の就労を可能にし、放課後児童支援員の確保につなげるため、国基準と同内容の改正とする。

(2) みなし支援員の経過措置期間

- ・放課後児童クラブにおける「みなし支援員」に係る経過措置期間について、国基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」となったことから、人材確保の観点より、現行の規定を3年間延長し、令和5年3月31日とする。

3 施行年月日

公布の日から施行し、改正後の規定は、次の理由により令和2年4月1日から適用する。

(1) 「中核市」追加の国基準改正の施行日が、令和2年4月1日

(2) 「みなし支援員」の経過措置が、令和2年3月31日

[保健福祉部：子ども家庭課]

議案第25号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>茨城県後期高齢者広域連合が傷病手当の給付について、後期高齢者医療に関する条例の一部を令和2年4月28日付けで改正したことに伴い、市がその申請を受付できるようにするために必要な事項について、市条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあったことで、療養のため労務に服することが出来なかったものに給付する傷病手当金について、茨城県後期高齢者広域連合が条例を改正(追加)したことから、市がその申請窓口となるにあたり、事務を行う旨の規定を追加するもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月28日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第26号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対して国民健康保険税を減免するため、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 現行の条例では、減免を受けようとする者は納期限前に申請書を提出する旨の規定がされているが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認める場合については、納期限が経過した税額についても減免の対象とするため、当該規定を改めるもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第27号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--------------------------------------

1 要 旨

消費税率の引き上げによる財源を活用し介護保険料の軽減を図るため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたこと、並びに厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う保険料の減免に関する通達を受け、納期限までに減免申請ができなかったやむを得ない理由がある場合に遡及適用を可能とするため、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

(1) 第1号被保険者である低所得者に対する介護保険料の軽減

所得段階	対象となる方	令和元年度 保 険 料 額	令和2年度 保 険 料 額
第1段階	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給 者で世帯全員住民 税非課税の方、年 金収入等80万円 以下で世帯全員住 民税非課税の方	23,850円	19,080円
第2段階	年金収入等80万 円超120万円以 下で世帯全員住民 税非課税の方	39,750円	31,800円
第3段階	年金収入等120 万円超で世帯全員 住民税非課税の方	46,110円	44,520円

(2) 納期限までに減免申請ができなかったやむを得ない理由がある場合に保険料を減免するため、ただし書を追加し遡及適用を可能とするもの。

3 施行年月日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、2の(2)については、令和2年2月1日から適用する。

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第28号	令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8千115万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ239億550万1千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	6,728,218	6,580	6,734,798
県支出金	1,319,152	3,024	1,322,176
繰越金	330,520	15,514	346,034
諸収入	216,335	3,839	220,174
市債	1,969,800	52,200	2,022,000
歳入合計	23,824,344	81,157	23,905,501

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	6,132,656	55,465	6,188,121
民生費	6,165,540	13,028	6,178,568
衛生費	2,730,252	149	2,730,401
消防費	1,129,420	11,529	1,140,949
教育費	2,433,529	986	2,434,515
歳出合計	23,824,344	81,157	23,905,501

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
千代田庁舎等財産管理事業	52,239	検査管財課
自治振興事業（政策）	2,500	市民協働課
基幹系電算システム管理事業	726	情報広報課
イ 民生費の事業費		
介護保険特別会計繰出事業	12,098	介護長寿課
生活保護適正化推進事業（政策）	660	社会福祉課
生活保護等扶助事業	270	社会福祉課
ウ 衛生費の事業費		
保健センター管理事業	149	健康づくり増進課
エ 消防費の事業費		
災害対策事業	2,550	総務課
災害対策事業（政策）	600	総務課
防災無線整備事業（政策）	8,379	総務課
オ 教育費の事業費		
小学校給食管理運営事業	661	学校教育課
中学校給食管理運営事業	325	学校教育課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和2年度__一般会計補正予算第5号__R020602第2回定例会

番号	内 容	数 量	千円
1	千代田庁舎等財産管理事業 市 千代田庁舎防災センター非常用発電機更新工事 非常用発電機の老朽化及び発電能力を上げるために更新するもの。	1 台	52,239
2	自治振興事業（政策） 自治総合センターコミュニティ助成金 逆西二区における獅子山車の整備費に対して、自治総合センターコミュニティ助成金（宝くじ助成金）を交付するもの。	1 組織	2,500
3	基幹系電算システム管理事業 市		726
	市 システム改修業務委託 児童扶養手当システムを、TASKクラウドシステムへ移行するもの。		330
	市 ソフト使用料 令和2年7月から就学援助システムを導入するもの。 (40,000円×9か月×1.1)		396
4	介護保険特別会計繰出事業 介護保険特別会計繰出金 消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する介護保険料の負担軽減強化を図るため、特別会計に繰出を行うもの。		12,098
5	生活保護適正化推進事業（政策） 生活保護システム改修委託 令和2年10月から日常生活支援委託制度が開始されるため、システムの機能を追加するもの。		660

令和2年度__一般会計補正予算第5号__R020602第2回定例会

番号	内 容	数 量	千円
6	生活保護等扶助事業 委託事務費 令和2年10月から日常生活支援委託制度が開始されるため、2名の対象者に対して6か月分の支給を見込むもの。 (20,400円/月+24,600円/月)×6か月	2名	270
7	保健センター管理事業 市 AED借上料 農村環境改善センター、古民家江口屋及び活性化センター直売所にAEDを配備するもの。 (5,000円×3台×9か月×1.1)	3台	149
8	災害対策事業 市 避難所における感染症対策消耗品 避難所における避難者の衛生環境を向上させ、避難所における感染症の感染拡大を予防するため、避難所間仕切りパーテーション、避難マット及び段ボールベットを配備するもの。 (パーテーション 6,500円×200個×1.1、マット 1,100円×200枚×1.1、ベッド 7,980円×100個×1.1)		2,550
9	災害対策事業(政策) 自治総合センターコミュニティ助成金 大塚団地区自主防災会における防災用資機材(発電機及び防災倉庫)の整備費に対して、自治総合センターコミュニティ助成金(宝くじ助成金)を交付するもの。	1組織	600

令和2年度__一般会計補正予算第5号__R020602第2回定例会

番号	内 容	数 量	千円
10	防災無線整備事業（政策）	市	8,379
	市 ネットワーク機器等設定変更業務委託		528
	千代田庁舎防災センターへ防災無線放送室を移設するため、親局装置等のネットワーク設定変更を行うもの。		
	市 防災無線等移設及び放送室改修工事		7,851
	千代田庁舎防災センターへ防災無線放送室を移設するため、放送室の改修や親局装置の移設を行うもの。		
11	小学校給食管理運営事業	学校臨時休業対策費負担金	661
	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、学校給食契約事業者に対し、臨時休業期間の食材に係る損失相当額を負担するもの。		
12	中学校給食管理運営事業	学校臨時休業対策費負担金	325
	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、学校給食契約事業者に対し、臨時休業期間の食材に係る損失相当額を負担するもの。		
合 計			81,157

議案第29号	令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
--------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入予算の款項の区分の金額を補正するもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険料	800,000	△ 12,098	787,902
繰入金	597,669	12,098	609,767
歳入合計	3,629,000	0	3,629,000

消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する介護保険料の負担軽減強化を図る。

(2) 補正額の算出・・・12,098千円(①+②+③)

① 第1段階保険料補正額 6,678,000円(ア-イ)

軽減保険料 12,720円(軽減前31,800円-軽減後19,080円)

ア 今回確定した軽減額 23,850,000円(12,720円×1,875人)

イ 当初予算算定軽減額 17,172,000円

② 第2段階保険料補正額 5,358,300円(ウ-エ)

軽減保険料 15,900円(軽減前47,700円-軽減後31,800円)

ウ 今回確定した軽減額 12,227,100円(15,900円×769人)

エ 当初予算算定軽減額 6,868,800円

③ 第3段階保険料補正額 60,420円(オ-カ)

軽減保険料 3,180円(軽減前47,700円-軽減後44,520円)

オ 今回確定した軽減額 2,191,020円(3,180円×689人)

カ 当初予算算定軽減額 2,130,600円

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第30号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下稲吉地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をするもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2929号線</p> <p>イ 延長 54.19メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：道路課 〕</p>	

認定位置図



議案第31号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>高倉地内に位置する路線を廃止するもの。</p> <p>(1) 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2637号線</p> <p>イ 延 長 31.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：道路課 〕</p>	

路線廃止位置図

